

令和5年4月6日

保護者様

佐賀県立鹿島高等学校長

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

新型コロナウイルス感染症に対する国の対応が、令和5年3月17日に大きく変更されました。

また、学校における対応について、令和5年3月22日付けで佐賀県教育委員会から通知が出されました。これらを踏まえ、本校での対応を下記のとおりとします。

記

- 1 事態に大きな変化がない限り、生徒及び教職員についてマスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面を除きます。また、学校としてマスクの着脱を強いることはいたしません。
- 2 登校前に健康状態(検温、風邪症状の有無等)を確認し、お子様に発熱等の風邪症状がみられるときは、軽い症状でも登校せず、医療機関等に相談するようにしてください。また、ご家族に未診断の発熱等の風邪症状がみられる場合も、同様に登校させないようお願いいたします。なお、これらの場合は引き続き「出席停止」等として取り扱います。
- 3 お子様が次のア～ウのいずれかに該当する場合は、速やかに学校に連絡してください。
 - ア 新型コロナウイルス感染症に感染した場合
 - イ 濃厚接触者となった場合(ご家族が感染者となった場合など)
 - ウ かかりつけ医等に相談し、PCR検査等を受けることになった場合
 - エ 「出席停止」等の扱いについては、以下のとおりとします。
 - ①アの場合は、症状(発熱、咳、咽頭痛、鼻水など)が出始めた日の翌日から7日間。
※無症状の場合は5日目の抗原定性検査キット(薬事承認されたもの)による検査で陰性を確認した場合には6日目に解除可能。
 - ②イの場合は、最終接触日の翌日から5日間。
※2日目・3日目に抗原定性検査キットで陰性確認後、3日目から解除可能。
 - ③ウの場合は、PCR検査等の結果【陰性】が判明するまでの間。
- 4 ご家族が濃厚接触者となられた場合は、ご家族が無症状であれば特段登校を控える必要はありませんが、自宅では部屋や行動の動線を分け、手すりやドアノブなど手を触れる部分について消毒を行うなど可能な限りの感染拡大防止をお願いします。